

専属実演家契約とパブリシティ権：東京地裁平成 21(ワ)12902・平成 22 年 4 月 28 日（民 40 部）判決 / 東京地裁平成 21(ワ)25633・平成 22 年 4 月 28 日（民 40 部）判決 棄却〔特許ニュース 12770〕

【キーワード】

専属実演家契約，パブリシティ権，俳優の氏名・肖像，ラーメン店の経営・名称

【事 実】

1 本件は，俳優，タレントである A に係る専属実演家契約上のマネジメント業務権を有すると主張する原告（芸能プロダクション会社）が，被告らが原告に無断で A の芸名や肖像等を使用してラーメン店（タレントショップ）を経営したことによって A に係るパブリシティ権を侵害されたとして，被告らに対し，共同不法行為による損害賠償請求として 2 3 0 3 万 8 9 7 4 円及びこれに対する不法行為の後である平成 1 9 年 3 月 2 6 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 前提となる事実（証拠を掲記した事実を除き，当事者間に争いがない。）

(1) 当事者等

ア 原告（株式会社 3 6 5）は，演劇，音楽のタレント養成及びマネジメント等を目的として平成 1 8 年 1 2 月 5 日に設立された株式会社（芸能プロダクション）である。

イ 被告株式会社 K N O S（以下「被告 K N O S」という。）は，飲食店の経営や飲食店の経営に関するコンサルティング業務等を目的として平成 1 7 年 3 月 2 日に設立された株式会社である。

ウ 被告有限会社 R P J（以下「被告 R P J」という。）は，飲食店の経営や飲食店の経営に関するコンサルティング業務等を目的として平成 1 6 年 8 月 2 0 日に設立された有限会社である。

エ 被告 Y は，被告 K N O S 及び被告 R P J の代表者である。

また，被告 Y は，飲食店の経営及び飲食店に対する経営コンサルティング業務等を目的とする有限会社 G . O . K（以下「G . O . K」という。）の代表者も務めている。

(2) 株式会社アップ・デイト（以下「アップ・デイト」という。なお，その代表者は，原告代表者と同一である。）は，平成 5 年 8 月 2 8 日，俳優，タレントである A との間で，次の内容（抜粋）の専属実演家契約（以下「本件専属実演家契約」という。）を締結した。（甲 1 の 1 の 1）

第 1 条（契約の目的）

アップ・デイト及びAは、互いに対等独立の当事者として、相互の協力と業務の提携により、Aの実演家としての才能、資質及び技能の向上並びに業績、名声の増大を図り、ひいてはアップ・デイトの業績の増大を実現し、もって相互の利益の増進と発展に寄与するものとします。

第2条（専属的出演）

Aは、本契約期間中、アップ・デイトの専属実演家として、専らアップ・デイトのためにのみ第4条に定める業務を行うものとします。

第3条（独占的許諾）

- (1) Aは、第4条によりAが行う歌唱、演奏、演技その他の実演（以下「実演」という。）の録音、録画、放送、有線放送及び衛星放送（以下「録音・録画等」という。）並びにその一切の利用については、アップ・デイトに対してのみ独占的に許諾します。また、アップ・デイトが第三者にAの実演の録音・録画等及びその一切の利用を許諾することを承諾します。
- (2) アップ・デイト及びAは、Aの氏名（芸名、通称等を含む。）、写真、肖像、筆跡及び経歴等についての権利を共有するものとし、その処分や使用については、すべてアップ・デイトの判断と指示に基づいて行うものとします。

第4条（Aの業務）

Aは、第1条の目的を達するため、本契約期間中、下記の各号に定める業務をアップ・デイトの指示に従って行うものとします。

記

アップ・デイト又はアップ・デイトが指定する第三者が企画、制作あるいは販売する「CD、MD、ミュージック・テープ、レコード」等への実演

アップ・デイト又はアップ・デイトが指定する第三者が企画、制作あるいは主催する「コンサート、イベント、催事、舞台」等への出演

アップ・デイト又はアップ・デイトが指定する第三者が企画、制作する「テレビ、ラジオ、衛星放送、有線放送、CATV」等放送への出演

アップ・デイト又はアップ・デイトが指定する第三者が企画、制作する「映画、ビデオ、レーザー・ディスク」等への出演

アップ・デイト又はアップ・デイトが指定する第三者が企画、制作する「コマーシャル」への出演（Aの音声等の使用のみを目的とした出演、契約を含む。）

アップ・デイト又はアップ・デイトが指定する第三者が企画編集する新聞、雑誌、書籍等出版物への掲載を目的とした「取材・撮影、会見」

等への出演

アップ・デイト又はアップ・デイトが指定する第三者のために行う
「作詞・作曲，編曲，プロデュース」等の業務

アップ・デイト又はアップ・デイトが指定する第三者のために行う執
筆等の業務

アップ・デイト又はアップ・デイトが指定する第三者が制作，販売す
るAの実演あるいはAの氏名（芸名，通称等を含む。），写真，肖像，
ロゴ及び意匠等を用いた各種の商品の企画等に関する業務

その他前各号の業務に付随する一切の業務

第5条（アップ・デイトの業務）

アップ・デイトは，第1条の目的を達するため，本契約期間中，以下の業
務をアップ・デイトの判断するところに従って行うものとします。

- (1) Aに対し，前条各号の業務を提供するとともに，それらの業務の企
画制作，企画調整，スケジュール調整，交渉，営業，プロモーション，
出演契約管理等及びその他一切のマネジメント業務を行うこと
- (2) 前条各号の業務を目的とした契約を第三者との間で締結するととも
に，その対価を請求し，これを受領すること

第6条（権利の帰属）

本契約の有効期間中に前2条の業務により制作された著作物，商品その他
のものに関する著作権，商標権，意匠権，パブリシティ権，所有権その他一
切の権利は，本契約又は第三者との契約に別段の定めのある場合を除き，す
べてアップ・デイトに帰属するものとします。

第7条（対価の帰属）

第3条に基づく許諾，処分及び使用並びに第4条と第5条に基づく出演，
契約等により第三者から受領すべき対価（出演料，契約料，使用料，印税そ
の他一切の対価）は，すべてアップ・デイトに帰属するものとします。

第8条（Aの肖像等の宣伝利用）

アップ・デイト又はアップ・デイトが指定する第三者は，Aのプロモーシ
ョンのために，Aの氏名（芸名，通称，愛称，親称等を含む。），肖像，写
真，ロゴ，筆跡及び経歴等を自由に，かつ，無償で利用することができ，A
は，これら業務に積極的に協力するものとします。

第10条（契約の期間）

- (1) 本契約の有効期間は，平成5年9月1日から平成7年8月31日ま
での満2か年間とします。
- (2) アップ・デイト又はAが，前項の期間の満了する3か月前までに契
約を更新しない旨の書面による通知をしなないときは，本契約は自動的に

期間満了の翌日から前項の期間と同一期間更新されるものとします。

(3) 本件専属実演家契約は、その後、更新されていたが、アップ・デイトは、平成15年3月1日以降、同契約に基づくAのマネジメント業務に係るすべての権利（判決注：同契約上の地位をいうものと解される。）を有限会社エターナル・ヨーク（以下「エターナル・ヨーク」という。なお、エターナル・ヨークの代表者は、原告代表者の当時の妻である。）に譲渡した。（甲1の1の3の同意書のうち、アップ・デイト及びエターナル・ヨーク作成部分。なお、この同意書のうち、A作成部分については、成立に争いがある。）

(4) エターナル・ヨークは、平成18年12月18日、Aの実演家活動全般に関するマネジメント業務権（本件専属実演家契約によりアップ・デイトが取得した契約上の地位で、上記(3)のとおり、エターナル・ヨークがアップ・デイトから譲渡を受けたもの）のすべてを原告に移譲した。（甲15。なお、この移譲について、A名義の同意書 甲1の1の4 が原告に差し入れられているが、その成立に争いがある。）

また、アップ・デイト、エターナル・ヨーク及び原告は、平成21年7月13日、アップ・デイト及びエターナル・ヨークがAとの専属実演家契約期間中に取得した、Aに係るパブリシティ権を含む独占的権利等を侵害されたことに基づく一切の債権（未確定のものを含む。）について、原告がこれを譲り受けることを合意した。（甲26）

(5) 平成17年4月ころ、東京都立川市の商業施設内にAの名を付したラーメン店「我聞」（立川店）がオープンし、その後、高松市（高松店）、兵庫県明石市（明石店）、千葉市（長沼店）、千葉県四街道市（四街道店）、東京都豊島区（パウ北池袋店）、名古屋市（名古屋店）においても、同名のラーメン店が開店した。（甲4の1、3～6、甲9、40、乙1）

上記各ラーメン店（合計7店舗）は、被告YがAとともにプロデュースしたもので（ただし、その経営主体については争いがある。）、その宣伝、広告にAの写真（肖像）等を使用するなどして営業していたが、いずれも平成19年3月25日までに閉店した。（乙1、弁論の全趣旨）

3 争点

- (1) 被告らによるAに係るパブリシティ権侵害の成否
- (2) 被告らの故意、過失
- (3) 原告の損害

【判 断】

1 争点(1) (被告らによるAに係るパブリシティ権侵害の成否) について

(1) パブリシティ権について

人は、その氏名、肖像等を自己の意思に反してみだりに使用されない人格的権利を有しており(最高裁昭和63年2月16日第三小法廷判決・民集42巻2号27頁,最高裁昭和44年12月24日大法廷判決・刑集23巻12号1625頁参照),自己の氏名,肖像等を無断で商業目的の広告等を使用されないことについて,法的に保護されるべき人格的利益を排他的に有しているといえる。そして,芸能人やスポーツ選手等の著名人については,その氏名・肖像を,商品の広告に使用し,商品に付し,更に肖像自体を商品化するなどした場合には,著名人が社会的に著名な存在であって,また,あこがれの対象となっていることなどによる顧客吸引力を有することから,当該商品の売上げに結び付くなど,経済的利益・価値を生み出すことになるところ,このような経済的利益・価値もまた,人格権に由来する権利として,当該著名人が排他的に支配する権利(いわゆるパブリシティ権。以下「パブリシティ権」という。)であると解される。

(2) 原告の地位について

ア 本件専属実演家契約(甲1の1の1)は,「第3条(独占的許諾)」として「(1) Aは,第4条によりAが行う歌唱,演奏,演技その他の実演(以下「実演」という。)の録音,録画,放送,有線放送及び衛星放送(以下「録音・録画等」という。)並びにその一切の利用については,アップ・デイトに対してのみ独占的に許諾します。また,アップ・デイトが第三者にAの実演の録音・録画等及びその一切の利用を許諾することを承諾します。

(2) アップ・デイト及びAは,Aの氏名(芸名,通称等を含む。),写真,肖像,筆跡及び経歴等についての権利を共有するものとし,その処分や使用については,すべてアップ・デイトの判断と指示に基づいて行うものとします。」と規定しているが,上記(1)項の趣旨は,Aが実演家として行う実演に係る権利について,アップ・デイトに独占的に許諾したものであると解される。そうすると,続く(2)項において,氏名,写真,肖像等の「処分や使用については,すべてアップ・デイトの判断と指示に基づいて行う」とあるのは,(1)項の実演に係る氏名,写真,肖像等の「処分や使用」について定めたものと解するのが相当である。また,「第6条(権利の帰属)」として,「本契約の有効期間中に前2条の業務により制作された著作物,商品その他のものに関する著作権,商標権,意匠権,パブリシティ権,所有権その他一切の権利は,本契約又は第三者との契約に別段の定めのある場合を除き,すべてアップ・デイトに帰属するものとします。」と規定しているが,上記「前2条」のうち「第4条(Aの業務)」としては,実演(~)の

ほか、「『取材・撮影，会見』等への出演」()，「『作詞・作曲，編曲，プロデュース』等の業務」()，「執筆等の業務」()，「Aの実演…氏名…，写真，肖像，ロゴ及び意匠等を用いた各種の商品の企画等に関する業務」()及び「その他前各号の業務(判決注：上記～の業務を指すものと解される。)に付随する一切の業務」()が規定され，「第5条(アップ・デイトの業務)」として，マネジメント業務等が規定されている。

したがって，本件専属実演家契約の上記規定内容からすれば，Aがアップ・デイトに独占的に許諾した対象は，Aの実演に係る権利に関するものであり，第6条によりアップ・デイトに帰属することとされる権利も，上記実演(～)及び実演家であるAの活動に関する上記～の業務に関するものをいう趣旨と解するのが相当というべきであり，実演家の活動とは直接の関係を有しない店舗の経営にまで及ぶものと解することはできない。

イ 証拠(甲1の1の3，4，甲15。なお，甲1の1の3のA作成部分及び甲1の1の4については，甲44及び弁論の全趣旨により，いずれも真正に成立したものと認められる。)によれば，アップ・デイトは，平成15年3月1日以降，本件専属実演家契約に基づくAのマネジメント業務に係る契約上の地位をエターナル・ヨークに譲渡し，エターナル・ヨークは，平成18年12月18日，Aの実演家活動全般に関するマネジメント業務権(本件専属実演家契約によりアップ・デイトが取得した上記契約上の地位)を原告に移譲し，Aもこれに同意したことが認められる。

しかしながら，上記経緯により原告が取得したのは，本件専属実演家契約上のアップ・デイトの地位であるから，その内容は，上記アに説示したものとどまり，原告が，Aのパブリシティ権の帰属主体になったものということとはできない。そして，原告の取得した地位が上記のものにとどまる以上，本件専属実演家契約は，実演家の活動とは直接の関係を有しない店舗の経営にまでは及ばないから，被告らがAの芸名や肖像等を使用してラーメン店を経営したことが，原告の上記契約上の地位ないし権利を侵害するものということとはできない。

(3) Aの許諾について

また，証拠(甲3の1，甲4の1，2，甲11，43，44，乙1)及び弁論の全趣旨によれば，本件において，Aは，ラーメン店の経営に興味を持ったことから，ラーメン，餃子等を扱う飲食店を全国に展開させた経験を有する被告Yと共同してラーメン店「我聞」を立ち上げ，自らを「店長」と称し，被告KNOSの取締役(平成17年12月14日から平成19年4月4日までは代表取締役)にも就任するなど，同店の経営に自ら関与してきたものであり，同店の宣伝，広告のためにAの氏名，肖像等を利用することにつ

いては、A自身がこれを許諾していたことが認められる。

ところで、原告は、上記(2)に説示したとおり、Aのパブリシティ権の主体ではなく、本件専属実演家契約上の地位を譲り受けたにすぎないから、仮に同契約の効力がラーメン店の経営に及ぶとしても、同契約の効力は第三者である被告らには及ばない。そうすると、被告らがAの許諾を得て、Aの芸名や肖像等を使用してラーメン店「我聞」を経営することは、自由競争の範囲内の行為というべきであるから、これが不法行為を構成するというためには、被告らの行為が自由競争の秩序を逸脱したような場合に限られるというべきである。

しかるところ、本件全証拠によるも、被告らに自由競争の秩序を逸脱した行為があったものと認めることはできない。

したがって、上記の点からも、被告らによるラーメン店「我聞」におけるAの氏名、肖像等の使用が、原告又はエターナル・ヨークに対する不法行為を構成するということはできない。

2 以上検討したところによれば、原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

1 本事件は、原告が有する俳優Aとの専属実演家契約が、A個人が有するパブリシティの権利にも及ぶ内容の契約なのかということと、たとえ及ばないとしても、被告の行為によってAへのパブリシティ権の侵害を通して間接的に原告に損害を与えたかどうか、という複雑な法律問題が争われた事案であるが、原告には代理人弁護士は選任されていなかった。

2 そこで、まず原告のAとの間の専属実演家契約とは、Aが平成5年8月28日に株式会社アップ・デイトとの間に締結したものであった。この契約は、平成15年3月1日に有限会社エターナル・ヨークに譲渡され、さらにその契約を同社は平成18年12月18日に原告(株式会社365)に譲渡したものであった。Aは、この各契約の譲渡については同意していたというが、同意書の成立には争いがある。

すると、Aには、契約によって実演家としての立場とその行動等に厳しい拘束力が作用していることが、その契約条項から理解できるところ、俳優という実演家としての立場を離れた個人の立場についての行動等は、このような契約に拘束されない範囲外のことであり得るといえる。ということは、同じ人物であっ

ても、2つの立場による使い分けがあり得ることを、Aの場合について、この事件判決は教えているように見える。

3. ところで、同判決が引用している2つの最高裁判決は、個人が有するパブリシティ権の問題を扱った事案として、本件のような場合に適用するには、ややお門違いの判例である。

下級審の立場としては、同一レベルの裁判例を引用するのではなく、最高裁判決を引用することになるのだろうが、本件の場合にとっては、いずれも問題から遠い事案である。

(1) 最高三判昭和63年2月16日<棄却>は、「謝罪広告等請求事件」である。この事件では、氏名を正確に呼称される利益は、不法行為上の保護を受け得る利益である。昭和50年当時、TV放送のニュース番組で在日韓国人の氏名を、その予め表明した意思に反して日本語読みによって呼称した行為は、在日韓国人の氏名を日本語読みによって呼称する慣用的方法が是認されていた社会的状況下では違法とはいえない、と判示されたのである。

(この裁判官の1人に伊藤正己教授がおられたが、伊藤教授は「プライバシーの権利」(岩波書店昭和38年)の著書で著名である。)

(2) 最高大判昭和44年12月24日<棄却>は、「公務執行妨害・傷害事件」である。この事件は、何人も、その承諾なしに、みだりにその容貌・姿態を撮影されない自由を有し、警察官が正当な理由がないのに、個人の容貌等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し許されない。警察官による個人の容貌等の写真撮影は、現に犯罪が行なわれ若しくは行なわれた後、間がないと認められる場合であって、証拠保全の必要性および緊急性があり、その撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法をもって行なわれるときは、撮影される本人の同意がなく、また裁判官の令状がなくとも、憲法13条、35条に違反しない。

4. 「パブリシティ権」による保護が、わが国で最初に認定されて侵害が成立したのは、「マーク・レスター事件」(東京地判昭和51年6月29日認容)である。¹⁾

同判決は、まず原告が主張する被侵害利益である氏名権と肖像権の法的性格とその保護についての一般理論を述べ、「かような人格的利益の法的保護として、具体的には違法な侵害行為の差止めや違法な侵害に因る精神的苦痛に対する損害賠償は認められるべきであって、民法709条にかかる違法な侵害を不法行為と評価することを拒むものと解すべき根拠は存しない。」と説示した。

しかる後に、同判決は、有名人の持つパブリシティ権の経済的財産的利益へ

の侵害に対し、次のように判示する。

「俳優等は、右のように人格的利益の保護が減縮される一方で、一般市井人がその氏名及び肖像について通常有していない利益を保持しているといえる。すなわち、俳優等の氏名や肖像を商品等の宣伝に利用することにより、俳優等の社会的評価、名声、印象等が、商品等の宣伝、販売促進に望ましい効果を収め得る場合があるのであって、これを俳優等の側からみれば、俳優等は、自らかち得た名声の故に、自己の氏名や肖像を対価を得て第三者に専属的に利用させ得る利益を有しているのである。ここでは、氏名や肖像が、前述した人格的利益とは異質の、独立した経済的利益を有することになり（右利益は、当然に不法行為法によって保護されるべき利益である）、俳優等はその氏名や肖像の権限なき使用によって精神的苦痛を被らない場合でも、右経済的利益の侵害を理由として法的救済を受けられる場合が多いといわなければならない。」

このように述べた後、判決はしめくくりとして原告が主張する氏名権と肖像権は、「氏名および肖像に関する精神的利益」と「氏名および肖像に関する財産的利益」とに分類することができることを明言した。そして、前者はプライバシー権となり、後者はパブリシティ権となる。²⁾

5．ところで、原告が譲渡によって取得したものは、最初の本件専属実演家契約によるアップ・デイト社の地位だけであって、A個人のパブリシティ権の帰属主体となったわけではない。したがって、本件専属実演家契約は、実演家の活動とは直接関係のないラーメン店舗の経営にまで及ぶものではないといえるから、被告らがAの芸名や肖像等を使用してラーメン店を経営したことが、原告の上記契約上の地位ないし権利を侵害するものでない、と判示したことは妥当である。

すると、原告の立場は、あくまでもAとの間に締結した俳優としての専属実演家契約の中での権利行使の可能性だけであり、その範囲を超えてA独自のパブリシティ権に及ぶものではないことになる。判決は、「仮に同契約の効力がラーメン店の経営に及ぶとしても、同契約の効力は第三者である被告らには及ばない。」と説示していることは、仮説であるとしても、当然のことといえるだろう。

6．このように、本判決が、被告らによるラーメン店へのAの氏名、肖像等の使用が、原告に対する不法行為を構成することはないと判示したことに誤りは無いといえる。

7. 原告は同一で、被告が別異の事件が、東京地裁平成21(ワ)25633、平成22年4月28日(民40)判決<棄却>においても、原告が有すると称するAのパブリシティ権の侵害の有無をめぐる争われたが、原告は敗訴している。

なお、ラーメン店の名称の「我聞」とは、俳優の河相我聞(Kaai Gamon)の名前であり、判決上のAである。

また、全国で7店舗あった各ラーメン店は、平成19年3月25日までに全部閉店してしまったという。

-
- 1) 詳細については、牛木理一「キャラクター戦略と商品化権」432頁(発明協会2000)
 - 2) W.Prosser 教授は、プライバシーの権利を4つの類型に分類し、第4類型にパブリシティの権利をおいた。牛木前掲385頁

〔牛木 理一〕